平成２９年（フ）第５００号
埼玉県八潮市緑町５丁目１番地６　グリーンヒルズ103
債務者　鈴木　順一
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第２０５号
埼玉県本庄市銀座２丁目５―23―101、住民票上の住所埼玉県本庄市西五十子365番地４
債務者　儘田　宏美
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第２１４号
埼玉県比企郡嵐山町大字廣野756番地317
債務者　志保　美幸
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第２３７号
埼玉県東松山市美土里町11番９号　三晴コーポ102号、旧住所埼玉県東松山市和泉町８番３号　みふじ荘101
債務者　長谷部　稔
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第２５４号
埼玉県大里郡寄居町大字富田1730番地42
債務者　栃堀　妙子
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第６１０号
千葉県市原市五井1039番地１　高澤貸家５号
債務者　片倉　光江
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第７９５号
千葉県八千代市高津431番地１　ＥＦステージＣ号
債務者　谷川伊佐子
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第８１６号
千葉県船橋市三山３丁目24番４号
債務者　五味　翔吾
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第８３３号
千葉県浦安市堀江２丁目12番９―201号　メゾンクレール
債務者　澤木　　淳
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第８４５号
千葉県船橋市三咲２丁目13番17号
債務者　伊藤美恵子
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第８８１号
千葉県市原市皆吉1571番地545
債務者　石垣万早美（旧姓道下）
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第８８５号
千葉市中央区星久喜町689番地１　エストレアＢ棟205号
債務者　伊藤　　高
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第９０６号
千葉県船橋市芝山７丁目37番５号　エバンジェリスター101号
債務者　武藤　　武
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第９０７号
千葉県船橋市芝山７丁目37番５号　エバンジェリスター101号
債務者　武藤　栄子
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第９１３号
千葉市花見川区宮野木台２丁目６番15号　エンゼルハイツ202号
債務者　松崎　義正
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第６６号
千葉県東金市東金1308番地３　ツインパレスＢ―102
債務者　中野　景子
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第１４号
千葉県香取市本郷130―７ハイツリバーサイドＡ101、住民票上の住所千葉県香取市府馬2055番地
債務者　時崎三津子
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで千葉地方裁判所佐原支部